

件 名	熱中症警戒アラート発令中のスポーツ少年団の活動について
受付日	令和7年7月1日
ご意見・ご提案の概要	私の地域のスポーツ少年団では、熱中症警戒アラートが発令されていても活動時間の短縮などはなく、昨年は、倒れる子どもや救急搬送される子どもがいる中で行われた。 熱中症の危険度を測る機械は導入しているものの、実際の数値をみて中断したことはないので、子どもたちが安全に活動できるよう、県から各スポーツ団体に通達等を行うことはできないか。
県の考え方	例年、スポーツ庁から各県に対し、スポーツ活動における熱中症防止のための注意喚起がなされており、（公財）岐阜県スポーツ協会を通じて、スポーツ少年団のほか、スポーツ関係団体に対して周知をしております。 今回のご意見を受け、再度（公財）岐阜県スポーツ協会に対し、スポーツ少年団やスポーツ関係団体への注意喚起を促したところです。
担当課	観光文化スポーツ部 地域スポーツ課